2　民間団体の活動に対する支援

国は，子供の読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ，情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため，民間団体やボランティアの取組を周知するとともに，「子どもゆめ基金」[27]をはじめとした助成等を行う。

また，都道府県及び市町村においては，域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに，子供の読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては，活動の場の確保のため，域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど，奨励方策を講ずることが期待される。

Ⅶ　普及啓発活動

1　普及啓発活動の推進

（１）「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進

「子ども読書の日」（４月 23 日）は，「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに，子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（推進法第 10 条第１項）に設けられたものである。

このため，国，都道府県及び市町村は，「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに，文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10 月 27 日）においても，その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また，国は，都道府県，市町村，学校，図書館，民間団体，書店等の民間企業等と連携を図りながら，ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

（２）各種情報の収集・提供

国は，子供の読書活動の効果，インターネット等を用いて子供の読書活動を推進する取組等に関する調査研究を行うとともに，子供や子供の読書活動に関する現状のデータ，優良事例等の情報を収集し，これを子供の読書活動の推進に関するホームページを活用するなどして広く提供する。また，国は，各大学の主体的な判断により教員の養成課程において読書教育に関する取組が推進されるよう，必要な情報の収集・提供に努める。

都道府県及び市町村は，子供の読書活動の実態や，域内の学校，図書館，民間団体における先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集し，これを提供するよう努める。

このほか，国，都道府県，市町村，学校，図書館，民間団体，民間企業等は，子供の読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。

2　優れた取組の奨励

国は，子供の読書活動の推進に関し，優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより，関係者の取組の意欲を更に高め，活動内容の充実を図るとともに，広く国民の間に子供の読書活動についての関心と理解を深める。

（１）優れた取組に対する表彰等

国は，子供の読書活動を推進するため，子供が読書に興味を持つような活動，関係者の資質向上のための活動，関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県，市町村，学校，図書館，民間団体及び個人に対し表彰等を行うことにより，その取組の奨励を図る。子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成 25 年度から 29 年度までの表彰実績は合計 1,200 件である（学校 688 件，図書館 233 件，団体 259 件，個人 20 人）。

（２）優良な図書の普及

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第８条第８項の規定により，社会保障審議会では，福祉文化分科会を設け，児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は，地域における子供の読書活動の推進を図る上で有効である。図書館，児童福祉施設，視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで，優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。

[27] 子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され，青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する。